

令和6年度 信州・長和町地域おこし協力隊員任用要綱

第1 趣 旨

この要綱は、長和町に於いて地域おこし協力隊員を雇用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

第2 職 務

協力隊員の協力活動は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特産物の振興、後継者の育成、新たな特産物の開発及び農業の六次産業化に関する支援活動
- (2) 観光振興及び新たな観光資源の創出に関する支援活動
- (3) 農林業の支援活動
- (4) 地域コミュニティ活動その他町おこしの支援活動
- (5) 信州・長和町を広く県内外、そして世界へ発信する支援活動
- (6) その他町長が必要と認める活動

第3 任用条件

- (1) 任用期間は12か月を原則とし、別に定める期間を基本とする。
- (2) 協力隊員の有給休暇及び特別休暇は長和町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則に定めるとおりとする。
- (3) 有給休暇後の休暇については、休暇日数により翌月以降の給料から差引いて支給する。算出基準は別に定める。
- (4) 勤務時間については、休憩時間を除き、一週間について35時間以内とする。
- (5) 協力隊員の勤務時間の割り振りは、勤務予定日の前週の金曜日に事前に提出する勤務予定表（別表1）に従い、配属先の長の命令により日曜日から土曜において勤務する。
- (6) 休日については、毎週土・日曜日、国民の祝日及び年末年始休暇とする。
- (7) 社会保険及び雇用保険の加入については、任用後に決定する。
- (8) 報酬の支給日は、毎月15日とする。但し、支給日が休日の場合は、前日とする。
- (9) 住民税は、特別徴収とする。（中途採用の場合は、新年度より）

第4 任用期間

- (1) **任用から1年とする。**
- (2) 前項の任用期間満了後、町は、協力隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、町は、引き続き3年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

第5 退職

協力隊員は前条の任用期間を誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第6 免職

町は、協力隊員に次の各号に該当する事由が生じた場合は、当該協力隊員を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令など又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該協力隊員の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日を超えた場合

第7 休暇

有給休暇と特別休暇は次のとおりとする。

- (1) 有給休暇は1日または、1時間単位とする。
(1日7時間 (特殊勤務箇所においては1日の所定労働時間を以って1日とする))
- (2) 有給休暇等の詳細は別表のとおりとする。

第8 公務災害補償等

協力隊員は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は市町村総合事務組合の市町村非常勤職員公務災害保証条例の定めるところによりこれらの災害に対する補償を受けることができる。